

## 金融商品取引法等の一部を改正する法律案要綱（抜粋）

信頼と活力のある金融・資本市場を構築するため、信用格付業者に対する公的規制を導入するとともに、金融関係の業務に係る紛争の解決を推進するための措置を講ずるほか、金融商品取引所による商品市場の開設を可能とする等の措置を講ずるため、金融商品取引法その他の関係法律の整備等を行うこととする。

## （1）指定紛争解決機関との契約締結義務等

第一種金融商品取引業者、第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業若しくは投資運用業を行う者、登録金融機関又は証券金融会社は、指定紛争解決機関が存在する場合には、指定紛争解決機関との間で手続実施基本契約を締結する措置を、指定紛争解決機関が存在しない場合には、苦情処理措置及び紛争解決措置を講じなければならないこととする。

（金融商品取引法第 37 条の 7、第 156 条の 31 の 2 関係）

## （2）紛争解決機関に対する指定制の導入

内閣総理大臣による紛争解決機関の指定制度を設けるとともに、次に掲げる事項を含む指定要件、指定にあたっての法務大臣への協議その他の所要の規定を整備することとする。

紛争解決等業務を的確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すること。

役員又は職員の構成が紛争解決等業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

業務規程が法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより紛争解決等業務を公正かつ的確に実施するために十分であると認められること。

業務規程の内容について異議を述べた金融商品取引業者等の数の金融商品取引業者等の総数に占める割合が政令で定める割合以下の割合となったこと。

（金融商品取引法第 156 条の 38～第 156 条の 41 関係）

## （3）指定紛争解決機関の業務に関する規定の整備

指定紛争解決機関は、紛争解決等業務に係る業務規程を定めることとし、業務規程の変更には内閣総理大臣の認可を受けることとする。

指定紛争解決機関が金融商品取引業者等と締結する手続実施基本契約は、次に掲げる事項等を内容とするものとする。

イ 指定紛争解決機関は、加入金融商品取引業者等に苦情処理手続又は紛争解決手続に応じるよう求めることができ、当該金融商品取引業者

等は、正当な理由なくこれを拒んではならないこと。

ロ 指定紛争解決機関は、苦情処理手続又は紛争解決手続において、加入金融商品取引業者等に対し、報告又は帳簿書類その他物件の提出を求めることができ、当該加入金融商品取引業者等は、正当な理由なくこれを拒んではならないこと。

ハ 紛争解決委員は、紛争解決手続において、和解案の受諾の勧告によっては当事者間に和解が成立する見込みがない場合において、相当であると認めるときは、紛争解決のために必要な特別調停案を作成し、理由を付して当事者に提示することができ、加入金融商品取引業者等は、訴えを提起した場合その他の場合を除いて特別調停案を受諾すること。

指定紛争解決機関は、手続実施基本契約により加入金融商品取引業者等が負担する義務の不履行が生じた場合において、正当な理由がないと認めるときは、遅滞なく、当該加入金融商品取引業者等の商号及び当該不履行の事実を公表しなければならないこととする。

指定紛争解決機関は、加入金融商品取引業者等の顧客から苦情の解決の申立てがあったときは、その相談に応じ、当該顧客に必要な助言をし、事情を調査するとともに、当該金融商品取引業者等に対し、苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならないこととする。

指定紛争解決機関は、当事者より紛争の解決の申立てを受けたときは、紛争解決委員を選任するものとし、当該紛争解決委員は、和解案を作成し、その受諾を勧告し、又は特別調停をすることができることとする。

紛争解決委員が紛争解決手続を終了した場合において、当該紛争解決手続の申立てをした当事者とその旨の通知を受けた日から一月以内に当該紛争解決手続の目的となった請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、当該紛争解決手続における請求のときに、訴えの提起があったものとみなすこととする。

(金融商品取引法第 156 条の 42 ~ 第 156 条の 54 関係)

#### (4) 指定紛争解決機関の監督に関する規定の整備

内閣総理大臣による指定紛争解決機関に対する報告徴取、立入検査、業務改善命令、業務の休廃止に係る認可、指定の取消し及び業務改善命令等に当たっての法務大臣への協議その他の監督に関する所要の規定を整備することとする。(金融商品取引法第 156 条の 55 ~ 第 156 条の 61 関係)